

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 実施体制</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）</p> <p>（1）東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者及び当該感染症により死亡した者（<u>法第14条第1項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。</u>）の情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。</p> <p>（2）～（3） （現行のとおり）</p> <p>3～4 （現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</u></p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和5年9月25日付感感発0925第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者</u></p>	<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 実施体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）</p> <p>（1）東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の119及び120に掲げるものを除く）及び指定感染症</u></p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和5年9月25日付感感発0925第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該</u></p>

を含む。) の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式 8 から 9、及び 11 から 74 を用いて、届出を行う。

イ～オ (現行のとおり)

2 全数把握対象の五類感染症 (別表 1 の 75、85 及び 86 に掲げるものを除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症 (別表 1 の 75、85 及び 86 に掲げるものを除く。) を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。) の死体を検案した医師は、7 日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式 5-1 から 5-11、5-13 から 5-15、5-17 から 5-21、5-24 並びに本要綱の別記様式 10 を用いて、届出を行う。

イ～エ (現行のとおり)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合 及び当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。) の死体と検案される場合とする。

感染症により死亡したと疑われる者を含む。) は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式 8 から 9、及び 11 から 74 を用いて、届出を行う。

イ～オ (略)

2 全数把握対象の五類感染症 (別表 1 の 75、85 及び 86 に掲げるものを除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症 (別表 1 の 75、85 及び 86 に掲げるものを除く。) を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者 (当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。) 医師は、7 日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式 5-1 から 5-11、5-13 から 5-15、5-17 から 5-21、5-24 並びに本要綱の別記様式 10 を用いて、届出を行う。

イ～エ (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) (現行のとおり)

(イ) インフルエンザ／COVID-19 定点

対象感染症のうち、別表1の90に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び96に掲げる新型コロナウイルス感染症については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19 定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ／COVID-19 定点とする。

(ウ)～(エ) (現行のとおり)

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び96に掲げるもの(届出基準はインフルエンザ／COVID-19 定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の94、95、104、106から109まで及び113までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ (現行のとおり)

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) (略)

(イ) インフルエンザ定点、COVID-19 定点

対象感染症のうち、別表1の90に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び96に掲げる新型コロナウイルス感染症については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19 定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19 定点とする。

(ウ)～(エ) (略)

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び96に掲げるもの(届出基準はインフルエンザ定点、COVID-19 定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の94、95、104、106から109まで及び113までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ (略)

(3) ~ (4) (現行のとおり)

4 ~ 6 (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(3) ~ (4) (略)

4 ~ 6 (略)

附 則

(略)

別表 1

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
一類	1 エボラ出血熱				全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱	○	○	○		
	5 ベスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	-	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	-	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○			
三類	15 コレラ	○	-	○	全数	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	-	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	-	○		
	18 腸チフス	○	-	○		
	19 パラチフス	○	-	○		

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

別表 1

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
一類	1 エボラ出血熱				全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱	○	○	○		
	5 ベスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	-	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	-	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○			
三類	15 コレラ	○	-	○	全数	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	-	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	-	○		
	18 腸チフス	○	-	○		
	19 パラチフス	○	-	○		

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	20 E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22 A型肝炎	○	—	○		
	23 エキノコックス症	○	—	○		
	24 エムボックス	○	—	○		
	25 黄熱	○	—	○		
	26 オウム病	○	—	○		
	27 オムスク出血熱	○	—	○		
	28 回帰熱	○	—	○		
	29 キャサスル森林病	○	—	○		
	30 Q熱	○	—	○		
	31 狂犬病	○	—	○		
	32 コクシジオイデス症	○	—	○		
	33 ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35 腎症候性出血熱	○	—	○		
	36 西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37 ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38 炭疽	○	—	○		
	39 チクングニア熱	○	—	○		
	40 つつが虫病	○	—	○		
	41 デング熱	○	—	○		
	42 東部ウマ脳炎	○	—	○		
	43 鳥インフルエンザ (HSN1及UH7N9を除く)	○	—	○		
	44 ニバウイルス感染症	○	—	○		
	45 日本紅斑熱	○	—	○		
	46 日本脳炎	○	—	○		
	47 ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
	48 Bウイルス病	○	—	○		
	49 鼻疽	○	—	○		
50 ブルセラ症	○	—	○			

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	20 E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22 A型肝炎	○	—	○		
	23 エキノコックス症	○	—	○		
	24 エムボックス	○	—	○		
	25 黄熱	○	—	○		
	26 オウム病	○	—	○		
	27 オムスク出血熱	○	—	○		
	28 回帰熱	○	—	○		
	29 キャサスル森林病	○	—	○		
	30 Q熱	○	—	○		
	31 狂犬病	○	—	○		
	32 コクシジオイデス症	○	—	○		
	33 ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35 腎症候性出血熱	○	—	○		
	36 西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37 ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38 炭疽	○	—	○		
	39 チクングニア熱	○	—	○		
	40 つつが虫病	○	—	○		
	41 デング熱	○	—	○		
	42 東部ウマ脳炎	○	—	○		
	43 鳥インフルエンザ (HSN1及UH7N9を除く)	○	—	○		
	44 ニバウイルス感染症	○	—	○		
	45 日本紅斑熱	○	—	○		
	46 日本脳炎	○	—	○		
	47 ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
	48 Bウイルス病	○	—	○		
	49 鼻疽	○	—	○		
50 ブルセラ症	○	—	○			

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	51 ベネズエラウマ脳炎	○	—	○	全数	直ちに
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
	53 発しんチフス	○	—	○		
	54 ボツリヌス症	○	—	○		
	55 マラリア	○	—	○		
	56 野兔病	○	—	○		
	57 ライム病	○	—	○		
	58 リッサウイルス感染症	○	—	○		
	59 リフトバレー熱	○	—	○		
	60 類鼻疽	○	—	○		
	61 レジオネラ症	○	—	○		
	62 レプトスピラ症	○	—	○		
	63 ロッキー山紅斑熱	○	—	○		

指定感染症	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
	—	—	—	—	—	—

※令和6年6月 日現在、政令に基づく指定感染症なし。

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	51 ベネズエラウマ脳炎	○	—	○	全数	直ちに
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
	53 発しんチフス	○	—	○		
	54 ボツリヌス症	○	—	○		
	55 マラリア	○	—	○		
	56 野兔病	○	—	○		
	57 ライム病	○	—	○		
	58 リッサウイルス感染症	○	—	○		
	59 リフトバレー熱	○	—	○		
	60 類鼻疽	○	—	○		
	61 レジオネラ症	○	—	○		
	62 レプトスピラ症	○	—	○		
	63 ロッキー山紅斑熱	○	—	○		

指定感染症	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
	—	—	—	—	—	—

※令和5年9月25日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	梅毒	○	-	○				
80	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
81	破傷風	○	-	-				
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
84	百日咳	○	-	-				
85	風しん	○	-	-				
86	麻疹	○	-	-	全数	直ちに		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-	全数	7日以内		

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	梅毒	○	-	○				
80	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
81	破傷風	○	-	-				
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
84	百日咳	○	-	-				
85	風しん	○	-	-				
86	麻疹	○	-	-	全数	直ちに		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-	全数	7日以内		

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
117	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
118	再興型インフルエンザ	○	○	○		
119	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
120	再興型コロナウイルス感染症	○	○	○		

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
117	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
118	再興型インフルエンザ	○	○	○		
119	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
120	再興型コロナウイルス感染症	○	○	○		

4 五類感染症（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別 (定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	-	-	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	-	-		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	-	-		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	-	-		
92	感染性胃腸炎	○	-	-		
93	急性出血性結膜炎	○	-	-		
94	クラミジア肺炎（オウム病を除く。)	○	-	-		
95	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	-	-		
96	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	-	-		
97	水痘	○	-	-		
98	性器クラミジア感染症	○	-	-		
99	性器ヘルペスウイルス感染症	○	-	-		
100	尖圭コンジローマ	○	-	-		
101	手足口病	○	-	-		
102	伝染性紅斑	○	-	-		
103	突発性発しん	○	-	-		
104	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	-	-		
105	ヘルパンギーナ	○	-	-		
106	マイコプラズマ肺炎	○	-	-		
107	無菌性髄膜炎	○	-	-		
108	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-		
109	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-		
110	流行性角結膜炎	○	-	-		
111	流行性耳下腺炎	○	-	-		
112	淋菌感染症	○	-	-		
113	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	-	-		
114	川崎病 (都単独)	○	-	-		
115	腫トリコモナス症 (都単独)	○	-	-		
116	不明発しん症 (都単独)	○	-	-		

4 五類感染症（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別 (定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	-	-	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	-	-		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	-	-		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	-	-		
92	感染性胃腸炎	○	-	-		
93	急性出血性結膜炎	○	-	-		
94	クラミジア肺炎（オウム病を除く。)	○	-	-		
95	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	-	-		
96	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	-	-		
97	水痘	○	-	-		
98	性器クラミジア感染症	○	-	-		
99	性器ヘルペスウイルス感染症	○	-	-		
100	尖圭コンジローマ	○	-	-		
101	手足口病	○	-	-		
102	伝染性紅斑	○	-	-		
103	突発性発しん	○	-	-		
104	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	-	-		
105	ヘルパンギーナ	○	-	-		
106	マイコプラズマ肺炎	○	-	-		
107	無菌性髄膜炎	○	-	-		
108	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-		
109	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-		
110	流行性角結膜炎	○	-	-		
111	流行性耳下腺炎	○	-	-		
112	淋菌感染症	○	-	-		
113	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	-	-		
114	川崎病 (都単独)	○	-	-		
115	腫トリコモナス症 (都単独)	○	-	-		
116	不明発しん症 (都単独)	○	-	-		

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
121	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。	-	○	-		別表3参照

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	-	○	-		別表3参照

別表2 (現行のとおり)

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
121	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。	-	○	-		別表3参照

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	-	○	-		別表3参照

別表2 (略)

別表 3

別表 3

疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位(期間)	時期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに
法第14条第8項の規定に基づく把握	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	随時	直ちに

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式 1 から 7 4 まで (現行のとおり)

別表 3

別表 3

疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位(期間)	時期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに
法第14条第8項の規定に基づく把握	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	週単位	次の月曜日

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式一覧 (略)

別記様式 1 から 7 4 まで (略)